



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年6月24日火曜日 第1975号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更.....	735
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	735
指定障害者支援施設の指定.....	736
指定相談支援事業者の指定.....	736
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	736
指定障害福祉サービスを行う事業所の名称の変更.....	737
指定障害福祉サービスを行う事業所の所在地の変更.....	737
指定障害福祉サービスを行う事業所の名称及び所在地の変更.....	738
指定相談支援を行う事業所の所在地の変更.....	738
指定相談支援を行う事業所の名称及び所在地の変更.....	738
指定障害者支援施設の指定の辞退.....	738
大規模小売店舗の新設の届出の概要等（2件）.....	738
地籍調査の成果の認証.....	740
愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正.....	740
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	741
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	741
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	741
土地改良区役員の就退任の届出.....	743
道路の区域変更（一般国道494号）.....	744
権限代行による道路の区域変更（一般国道440号）.....	744
道路の供用開始（"）.....	744
道路の区域変更（県道美川小田線）.....	744
道路の供用開始（"）.....	744

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	745
生産事業者講習会の開催.....	745

公安委員会規則

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....	745
-----------------------------	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令.....	746
-------------------------------	-----

雑 報

環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について.....	748
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第983号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、平成20年5月30日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成20年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売りさばき人氏名	変 更 事 項	
		新	旧
21	愛媛県猟友会 松山支部 赤松 守	1 代表者氏名 赤松 守	1 代表者氏名 福山勝幸

○愛媛県告示第984号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810400071	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	宇都宮 一 泰	生活介護	八幡浜市障害福祉サービス事業所いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙648番地1	平成20年4月1日
3810400071	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	宇都宮 一 泰	就労移行支援	八幡浜市障害福祉サービス事業所いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙648番地1	平成20年4月1日
3810400071	社会福祉法人和泉蓮華会	松山市和泉北一丁目20番18号	宇都宮 一 泰	就労継続支援（B型）	八幡浜市障害福祉サービス事業所いきいきプチファーム	八幡浜市松柏乙648番地1	平成20年4月1日
3820200305	社会福祉法人来島会	今治市登畑甲345番地1	越 智 一 博	共同生活援助	フレンドシップホーム	今治市松木246-6	平成20年4月1日
3810101257	社会福祉法人泰斗福祉会	松山市苞木甲202番地1	森 一 哉	短期入所	障害者支援施設かなさんどう	松山市苞木甲202番地1	平成20年4月15日
3810200315	有限会社山茶花	今治市阿方甲424番地1	阿 部 紘 子	居宅介護	ほっと介護センターさざんか	今治市阿方甲424番地1	平成20年5月1日
3810200315	有限会社山茶花	今治市阿方甲424番地1	阿 部 紘 子	重度訪問介護	ほっと介護センターさざんか	今治市阿方甲424番地1	平成20年5月1日
3810101265	株式会社リブ	松山市西長戸町961番地1	岡 田 孝 美	居宅介護	指定訪問介護ステーションリブ	松山市西長戸町961番地1	平成20年5月20日
3810101265	株式会社リブ	松山市西長戸町961番地1	岡 田 孝 美	重度訪問介護	指定訪問介護ステーションリブ	松山市西長戸町961番地1	平成20年5月20日

3810101067	特定非営利活動法人家族支援フォーラム	松山市姫原二丁目3番地21	米 田 順 哉	就労継続支援 (B型)	地域生活支援センター夢ポケット	松山市一番町四丁目4番地2 県庁第1別館地下1階	平成20年6月1日
3810200323	合資会社らくらく介護	今治市矢田甲774番地1	眞 部 隆 文	居宅介護	らくらく	今治市矢田甲774番地1	平成20年6月1日
3810200323	合資会社らくらく介護	今治市矢田甲774番地1	眞 部 隆 文	重度訪問介護	らくらく	今治市矢田甲774番地1	平成20年6月1日
3810700173	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	深 井 光 子	居宅介護	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	平成20年6月1日
3810700173	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	深 井 光 子	重度訪問介護	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	平成20年6月1日
3820101289	特定非営利活動法人福祉親愛会	松山市西石井一丁目1番25号クリエイションビル7階	渡 邊 文 春	共同生活介護	トミーホーム	松山市西石井一丁目1番25号クリエイションビル1・2階	平成20年6月1日

○愛媛県告示第 985 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設を指定した。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 者 支 援 施 設 の 設 置 者			施設障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 者 支 援 施 設			指 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	設置の場所	入所定員	
3810101257	社会福祉法人泰斗福祉会	松山市苞木甲202番地1	森 一 哉	生活介護	障害者支援施設かなさんどう	松山市苞木甲202番地1	50	平成20年4月15日
3810101257	社会福祉法人泰斗福祉会	松山市苞木甲202番地1	森 一 哉	自立訓練（機能訓練）	障害者支援施設かなさんどう	松山市苞木甲202番地1	10	平成20年4月15日
3810101257	社会福祉法人泰斗福祉会	松山市苞木甲202番地1	森 一 哉	施設入所支援	障害者支援施設かなさんどう	松山市苞木甲202番地1	40	平成20年4月15日

○愛媛県告示第 986 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第32条第 1 項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所		指 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3833700051	社会福祉法人伊方福祉会	西宇和郡伊方町九町6番耕地840番地の1	櫻 尾 博 一	指定相談支援事業所ワークいかた	西宇和郡伊方町九町6番耕地840番地の1	平成20年4月1日

○愛媛県告示第 987 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810100903	有限会社亀さんち	松山市桑原五丁目9番38号花番地302号	喜 井 伊 久 里	居宅介護	亀さんち	松山市桑原五丁目9番38号花番地302号	平成19年8月1日
3810100903	有限会社亀さんち	松山市桑原五丁目9番38号花番地302号	喜 井 伊 久 里	重度訪問介護	亀さんち	松山市桑原五丁目9番38号花番地302号	平成19年8月1日
3820100273	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	共同生活介護	福角会第3事業所	松山市権現町甲141番地	平成19年8月31日
3820100273	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	共同生活援助	福角会第3事業所	松山市権現町甲141番地	平成19年8月31日
3820100349	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	共同生活介護	福角会第2事業所	松山市権現町甲141番地	平成19年8月31日
3820100349	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	共同生活援助	福角会第2事業所	松山市権現町甲141番地	平成19年8月31日

3810101026	社会福祉法人松山市社会福祉事業団	松山市若草町 8 番地 2	中 村 時 広	自立訓練（機能訓練）	松山市久枝障害者自立訓練事業所	松山市西長戸町638番地 1	平成20年 3月31日
3810101034	社会福祉法人松山市社会福祉事業団	松山市若草町 8 番地 2	中 村 時 広	自立訓練（生活訓練）	松山市湯山障害者自立訓練事業所	松山市末町乙50番67	平成20年 3月31日
3810400105	社会福祉法人ことぶき会	八幡浜市向灘229 - 18	酒 井 道 子	短期入所	シヨートステイことぶき荘	八幡浜市向灘229 - 18	平成20年 3月31日
3813600065	森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	森 本 継 雄	居宅介護	訪問介護センターやすらぎ	喜多郡内子町内子716番地	平成20年 3月31日
3813600065	森本建設株式会社	喜多郡内子町内子575番地	森 本 継 雄	重度訪問介護	訪問介護センターやすらぎ	喜多郡内子町内子716番地	平成20年 3月31日
3814000075	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森 本 貞 實	居宅介護	愛南町社協内海居宅介護事業所	南宇和郡愛南町柏434番地 1	平成20年 3月31日
3814000075	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	南宇和郡愛南町御荘平城2139番地	森 本 貞 實	重度訪問介護	愛南町社協内海居宅介護事業所	南宇和郡愛南町柏434番地 1	平成20年 3月31日
3820100232	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五 島 昌 明	共同生活介護	自立ホームボブラ	松山市東方町甲2346番地108	平成20年 3月31日
3820100240	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五 島 昌 明	共同生活介護	自立ホーム久谷	松山市東方町甲2346番地113	平成20年 3月31日
3820100257	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五 島 昌 明	共同生活介護	自立ホームくれよん	松山市東方町甲2346番地113	平成20年 3月31日
3820100257	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五 島 昌 明	共同生活援助	自立ホームくれよん	松山市東方町甲2346番地113	平成20年 3月31日

○愛媛県告示第 988 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地	
					変 更 前	変 更 後		
3820100299	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	共同生活介護	福角会第 1 事業所	のぞみホームズ	松山市権現町甲141番地	平成19年 9月 1日
3820100299	社会福祉法人福角会	松山市福角町甲1829番地	芳 野 道 子	共同生活援助	福角会第 1 事業所	のぞみホームズ	松山市権現町甲141番地	平成19年 9月 1日

○愛媛県告示第 989 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名			変 更 前	変 更 後	
3810100549	有限会社工ディア	松山市北斎院町230番地 4	畑 陸 美	居宅介護	あゆみ介護	松山市南江戸三丁目 8 番10号	松山市北斎院町402番地 4	平成19年 10月 1日
3810100549	有限会社工ディア	松山市北斎院町230番地 4	畑 陸 美	重度訪問介護	あゆみ介護	松山市南江戸三丁目 8 番10号	松山市北斎院町402番地 4	平成19年 10月 1日
3810100283	株式会社ケアステーション春々	松山市小坂四丁目 6 - 42グラウンドール小坂 1 F	森 岡 舞 子	居宅介護	訪問介護事業所ケアステーション春々	松山市湯の山東一丁目 1 番地 5	松山市小坂四丁目 6 - 42グラウンドール小坂 1 F	平成19年 12月 1日
3810100283	株式会社ケアステーション春々	松山市小坂四丁目 6 - 42グラウンドール小坂 1 F	森 岡 舞 子	重度訪問介護	訪問介護事業所ケアステーション春々	松山市湯の山東一丁目 1 番地 5	松山市小坂四丁目 6 - 42グラウンドール小坂 1 F	平成19年 12月 1日
3810100861	有限会社バル・サポート	松山市越智三丁目 3 番29号	重 田 正 十	居宅介護	バル・サポートヘルパーステーション	松山市越智町285番地 3	松山市越智三丁目 3 番29号	平成20年 2月 1日
3810100861	有限会社バル・サポート	松山市越智三丁目 3 番29号	重 田 正 十	重度訪問介護	バル・サポートヘルパーステーション	松山市越智町285番地 3	松山市越智三丁目 3 番29号	平成20年 2月 1日
3810101042	有限会社在宅福祉サービスさわやか訪問介護ステーション	松山市平田町106番地 3 Mサイエンス102号	吉 本 聡 子	居宅介護	有限会社在宅福祉サービスさわやか訪問介護ステーション	松山市平田町106番地 3 Mサイエンス202号	松山市平田町106番地 3 Mサイエンス102号	平成20年 2月21日

3810101042	有限会社在宅福祉サービスさわやか訪問介護ステーション	松山市平田町106番地 3 Mサイエンス102号	吉 本 聡 子	重度訪問介護	有限会社在宅福祉サービスさわやか訪問介護ステーション	松山市平田町106番地 3 Mサイエンス202号	松山市平田町106番地 3 Mサイエンス102号	平成20年 2月21日
------------	----------------------------	--------------------------	---------	--------	----------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------

○愛媛県告示第 990 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所				届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称		所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
3820100224	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五 島 昌 明	共同生活介護	自立ホームすだち	久谷自立ホーム	松山市東方町2346 - 16	松山市中野町甲589番地	平成20年 4月 1日
3820100224	社会福祉法人親和園	松山市中野町甲589番地	五 島 昌 明	共同生活援助	自立ホームすだち	久谷自立ホーム	松山市東方町2346 - 16	松山市中野町甲589番地	平成20年 4月 1日

○愛媛県告示第 991 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所			届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
					変 更 前	変 更 後	
3830100016	社会福祉法人松山市社会福祉事業団	松山市若草 8 番地 2	中 村 時 広	松山市社会福祉事業団指定相談支援事業所	松山市水沢町368番地 1	松山市若草 8 番地 2	平成20年 4月 1日
3830700013	社会福祉法人三善会	愛媛県大洲市春賀甲1688番地	渦 尻 敬治郎	障害者相談支援事業所大洲ホーム	大洲市春賀甲1689 - 4	大洲市春賀甲1688番地	平成20年 4月 1日

○愛媛県告示第 992 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり指定相談支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 相 談 支 援 事 業 者			指 定 相 談 支 援 事 業 所				届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称		所 在 地		
				変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	
3833400017	社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	小 椋 英 一	上浮穴郡久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所美川	上浮穴郡久万高原町社会福祉協議会指定相談支援事業所	上浮穴郡久万高原町上黒岩2920番地 1	上浮穴郡久万高原町久万45番地 2	平成20年 4月 1日

○愛媛県告示第 993 号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第47条の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	名 称	設 置 の 場 所	辞 退 日 年 月 日
3810400071	知的障害者通所授産施設いきいきブチファーム	八幡浜市松柏乙648番地	平成20年 3月31日

○愛媛県告示第 994 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ松山店
松山市土居田町133 1 他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
代表取締役 成沢 潤治
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
代表取締役 成沢 潤治
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年2月7日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,072平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
106台
イ 駐輪場の収容台数
110台
ウ 荷さばき施設の面積
66平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9.6立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
出入口3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成20年6月6日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第995号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイキ宇和店
西予市宇和町卯之町四丁目518番地3 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番1号
代表取締役 佐藤 一郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番1号
代表取締役 佐藤 一郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年2月4日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,370平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
104台
イ 駐輪場の収容台数
20台
ウ 荷さばき施設の面積
143.54平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
13.92立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時45分から午後9時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成20年6月3日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに西予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第996号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
新居浜市	坂ノ下	平成18年度から平成19年度まで	新居浜市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成20年 6月24日

○愛媛県告示第997号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年5月23日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)				(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率)			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利子補給率			農業近代化資金の種類	利子補給率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要する	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年5厘	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要する	年1分2厘5毛	年1分2厘5毛	年4厘

ものを除く。)				ものを除く。)			
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年5厘	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）		年1分2厘5毛	年4厘
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第998号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市立善応寺及び常保免地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・善応寺新池地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年6月25日から7月23日まで
- 縦覧場所
松山市役所北条支所

○愛媛県告示第999号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、八幡浜市川之内、国木、五反田及び中津川地域に係る県営土

地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業・八幡浜中央地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成20年6月25日から7月23日まで
- 縦覧場所
八幡浜市役所

○愛媛県告示第1000号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成20年5月23日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年6月24日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる者に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年1分2厘5毛	年5厘	年5厘

漁業近代化資金の種類	利子補給率				
	法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる者に貸し付ける場合
1・2 省略					
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水分供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生	年1分2厘5毛	年1分5厘5毛	年1分2厘	年4厘	年4厘

産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）						産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）					
4～6 省略						4～6 省略					
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年5 厘	年5 厘	7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金			同上	年4 厘	年4 厘
8 省略						8 省略					

○愛媛県告示第1001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成20年6月24日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 巖一郎	松山市土居町1097番地
"	戒 能 明 久	松山市今在家三丁目4番地28号
"	八 束 鹿 義	松山市北土居町674番地
"	奥 村 文 男	松山市北井門二丁目9番地5号
"	大 西 征左右	松山市東石井六丁目1番地5号
"	大 原 克 臣	松山市星岡四丁目19番地25号
"	戒 能 志 俊	松山市今在家三丁目8番地29号
"	濟 川 博 俊	松山市北土居町138番地

"	野 間 壽 雄	松山市東石井四丁目10番地7号
監 事	大 原 静 夫	松山市星岡四丁目25番地23号
"	宇都宮 耕 一	松山市北土居町150番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 巖一郎	松山市土居町1097番地
"	戒 能 明 久	松山市今在家三丁目4番地28号
"	戒 能 政 夫	松山市今在家三丁目1番地18号
"	八 束 鹿 義	松山市北土居町674番地
"	大 原 克 臣	松山市星岡町152番地
"	家 木 辰 夫	松山市北土居町557番地
"	奥 村 文 男	松山市北井門二丁目9番地5号
"	大 西 征左右	松山市東石井六丁目1番地5号
"	竹 政 文 夫	松山市東石井五丁目4番地5号
監 事	大 原 静 夫	松山市星岡町138番地
"	宇都宮 耕 一	松山市北土居町150番地

○愛媛県告示第1002号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2804番3から 同町洪草1314番8まで	旧	メートル 14.0～53.0	キロメートル 0.625	
			新	17.0～73.0	0.625	

○愛媛県告示第1003号

四国地方整備局長から道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のように変更した旨の通知があった。
 その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷古味5580番から 同古味5612番2まで	旧	メートル 31.5～67.6	キロメートル 0.062	
			新	32.0～67.6	0.062	

○愛媛県告示第1004号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷古味5550番3から 同古味5626番まで	平成20年 6月24日

○愛媛県告示第1005号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4207番3地先から 同町大川4012番地先まで	旧	メートル 3.7～9.8	キロメートル 0.354	
		上浮穴郡久万高原町大川4207番3から 同町大川4179番9まで 及び 上浮穴郡久万高原町大川4207番3地先から 同町大川4012番地先まで	新	15.1～57.1 3.7～9.8	0.170 0.354	

○愛媛県告示第1006号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4207番3地先から 同町大川4012番まで	平成20年 6月24日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年 6月11日	特定非営利活動法人日本高血圧協会	荒 川 規矩男	東温市田窪2108番地 6	この法人は、広く一般市民を対象として、高血圧に関する知識の普及と社会啓発による高血圧及び高血圧性循環器合併症の予防の推進並びに高血圧患者の治療の促進を図るとともに、高血圧に関する調査研究と国際交流の事業を推進し、もって広く国民の健康、医療、福祉の向上に寄与することを目的とする。

○公 告

生産事業者講習会の開催について

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成20年 6月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 開催の日時
平成20年 8月19日（火） 9時
- 2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県農林水産研究所 林業研究センター 展示研修施設 研修室

- 3 受講申込期限
平成20年 8月14日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。
- 4 受講申込書の請求先及び提出先
住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農林水産部森林局森林整備課

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 6月24日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
別表（第2条関係） 1 愛媛県公安委員会印							別表（第2条関係） 1 愛媛県公安委員会印						
項	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法（ミリメートル）		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
	省略						省略						
	省略	省略	省略	省略	省略	1～4 省略		省略	省略	省略	省略	省略	1～4 省略
						5 緊急通行車両確認							5 通行禁止除外標章

2						証明書及び緊急輸送 車両確認証明書の作 成用 6・7 省略
省略						

注 省略

2 省略

2						及び駐車禁止除外標 章_____の作 成用 6・7 省略
省略						

注 省略

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第4号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年 6月24日

愛媛県公安委員会委員長 木 綱 俊 三

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表1（第2条関係）		別表1（第2条関係）	
本部長の専決事項		本部長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
災害対策基本法 （昭和36年法律第223号）	1 第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限 2 第76条第2項の規定による通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知	災害対策基本法 （昭和36年法律第223号）	第76条の規定による緊急輸送車両以外の車両の通行の禁止又は制限
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	1 第28条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法第76条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限		
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）	1 第155条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限 2 第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条第2項の規定による通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項の周知		
省略		省略	
別表2（第3条関係）		別表2（第3条関係）	
部課長の専決事項		部課長の専決事項	
1 省略		1 省略	
2 課長専決事項 （1）～（8） 省略 （9） 交通規制課長		2 課長専決事項 （1）～（8） 省略 （9） 交通規制課長	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
災害対策基本法	1 第33条第1項の規定による災害応急対		

施行令（昭和37年政令第288号）	策を実施するための車両として使用されるものであることの確認 2 第33条第2項の規定による標章及び証明書の交付
大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	1 第12条第1項の規定による緊急輸送を行う車両であることの確認 2 第12条第2項の規定による標章及び証明書の交付
原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	1 第8条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による緊急事態応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	1 第39条の規定により例による災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による国民の保護のための措置を実施するための車両として使用されるものであることの確認 2 第39条の規定により例による災害対策基本法施行令第33条第2項の規定による標章及び証明書の交付

(10)～(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
災害対策基本法施行令	1 第33条第1項の規定による災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認 2 第33条第2項の規定による標章及び証明書の交付
大規模地震対策特別措置法施行令	1 第12条第1項の規定による緊急輸送を行う車両であることの確認 2 第12条第2項の規定による標章及び証明書の交付
原子力災害対策特別措置法施行令	1 第8条第2項の規定により読み替えて適用する災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による緊急事態応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令	1 第39条の規定により例による災害対策基本法施行令第33条第1項の規定による国民の保護のための措置を実施するための車両として使用されるものであることの確認 2 第39条の規定により例による災害対策基本法施行令第33条第2項の規定による標章及び証明書の交付
省略	

(10)～(12) 省略

別表3（第4条関係）

警察署長の専決事項

法令	専決事項
省略	
災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	1 第33条第1項及び第2項の規定による災害応急対策を実施するための車両の確認並びに標章及び証明書の交付
省略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑 報

○公 告

環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第41条第2項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）第52条の規定により読み替えて適用される同条例第13条第1項の規定により、次の都市計画事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第15条の規定により、次のとおり公告し、準備書を縦覧に供する。

また、同条例第41条第2項及び同規則第52条の規定により読み替えて適用される同条例第16条第1項の規定により、準備書の説明会を開催することとしたので、合せて公告する。

なお、この準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

平成20年6月24日

松山市長 中村 時 広

- 1 都市計画決定権者の名称
松山市
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 西クリーンセンター（熱回収施設）建替事業
 - (2) 種類 ごみ処理施設の設置の事業
 - (3) 規模 1日当たりの処理能力 450トン
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
松山市大可賀
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
松山市
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所 松山市役所、西クリーンセンター、愛媛県庁
 - (2) 縦覧期間 平成20年6月24日から
平成20年7月24日まで
(土、日、祝日を除く。)
 - (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 意見書の提出
準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
 - (1) 提出期限 平成20年8月7日
 - (2) 提出先
〒790 - 8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市都市整備部都市政策課又は
〒790 - 8057 松山市大可賀三丁目525番地6
西クリーンセンター
 - (3) 意見書に記載すべき事項
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の

名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

8 説明会の開催を予定する日時及び場所

- (1) 開催日時
平成20年7月4日午後7時から
- (2) 開催場所
松山市大可賀三丁目525番地6
西クリーンセンター